

日本物理学会若手奨励賞授賞規定および細則（領域12）

日本物理学会若手奨励賞授賞規定

1．授賞の対象

1 篇または複数編の論文で公表された研究業績。ただし、その研究内容（またはその一部）が、日本物理学会において当該領域で登壇者として口頭またはポスターで発表されていること。

2．応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること。

原則として受賞年度の3月31日現在において37歳以下であること。ただし、出産、育児休暇により研究を中断するなどの事情がある場合は、年齢制限を39歳以下まで緩和することができる。

3．審査の基準

公表された論文（掲載決定済みを含む）の評価を基本とする。物理学会における発表、他の学会、国際会議での発表内容などを総合的に判断し、優れた研究を行ったこと、研究者としての将来性が評価できることを確認する。また、当該業績について候補者が主要な役割を果たしていることを条件とする。

4．応募と審査の方法

応募は自薦および推薦による。審査委員会は、候補者について必要な資料の提出を求め、審査する。提出書類は、申請書、履歴書、発表論文リスト、対象論文のコピー、学会発表の概要のコピー、推薦書（または自薦書）、その他必要と思われる書類。同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

5．審査委員

審査委員会は、領域毎で選出され、学会の承認を受けた委員で構成する。分野のバランス等に配慮した委員構成とする。

日本物理学会若手奨励賞（領域12）授賞規定細則

1．審査委員会

審査委員会は、授賞時の領域代表、前領域代表、次期領域代表および、領域代表が委嘱する6名の委員の計9名で構成し、領域代表が委員長となる。審査委員は、領域代表が提案し、インフォーマルミーティングで承認を受ける。領域代表が委嘱する審査員の任期は2年とし、任期後1年間は再任できないものとする。ただし経過措置として、初年度は領域代表が委嘱する6名のう

ち半数は任期 1 年とする。

2．公募方法

毎年度 1 回 締め切りの 1 ヶ月以上前に学会誌および学会ホームページに公募文を掲載する(年次大会の約半年前)。同時にメーリングリストなどを用いて領域 1 2 関係者に推薦，自薦を呼びかける。年次大会、分科会における座長などに推薦を促す。

3．応募方法

応募は自薦および推薦による。下記の書類の正本 1 部 + コピー 9 部を領域代表に郵送する。

- (1) 申請書 (様式は 4 の通り)
- (2) 履歴書 (年齢を明記すること)
- (3) 発表論文リスト (掲載決定済みのものを含む)
- (4) 対象論文のコピー (5 年程度以内のものに限る)
- (5) 日本物理学会の当該領域における発表概要のコピー (登壇者または筆頭者でなければならない。発表年春秋を明記。5 年程度以内のものに限る)
- (6) 自薦書または推薦書 (2000 字以内)
- (7) その他必要と思われる書類 (対象論文と合わせて 3 編以内)

なお、推薦者は同一の候補者を同じ年度に複数の領域に推薦することはできない。また、同一の領域に複数名の候補者を推薦することは出来ない。自薦の場合は同じ年度に複数の領域に応募することはできない。

4．申請書の様式：

文書作成年月日

候補者氏名

候補者所属 (勤務先, 身分および所在地)

候補者連絡先 (電話, FAX, 電子メール)

(推薦の場合)

推薦者氏名

推薦者所属 (勤務先, 身分および所在地)

推薦者連絡先 (電話, FAX, 電子メール)

候補者との関係

研究題目

審査希望領域名 領域 1 2

5．審査の手続き

年齢、年齢特例、会員資格など応募資格を満たさないものを除外し、提出論文、または学会発

表記録が、過去に物理学会若手奨励賞の対象（領域を問わず）となっていないことを確認，次に審査委員会において内容の審査を行う．最終候補者の選定は合議制を原則とするが，メールなどの投票によって決定することも可とする．審査委員は，候補者選定作業において査読者を委嘱し，参考意見を聴取することができる．審査委員と近い関係（共著者，師弟関係，同じ部門，親戚関係など）にある候補者の審査に加わることはできない（委員の自己申告制とする）．上限数（3名）以内の候補者を選定し，審査過程の報告を付して理事会に報告する．

6．その他

本規定細則は，審査委員会の議を経て変更することができる．ただし，変更内容についてインフォーマルミーティングで報告すること．

（2008年5月改定）